2026年11月9日

各　位

会 社 名　株式会社ミライト・ワン
代 表 者　代表取締役社長　　菅原　英宗
（コード番号 1417　東証プライム）
問合せ先　取締役財務経理本部長　　三ツ矢　高章
（電話番号　03-6807-3124）

株式給付信託（BBT）への追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．処分の概要

（1）　処分期日	2026年11月24日(火)
（2）　処分する株式の種類及び数	普通株式102,000株
（3）　処分価額	１株につき金3,046円
（4）　処分総額	310,692,000円
（5）　処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）
（6）　その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（ 以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の監査等委員でない取締役または執行役員及び当社グループ会社である株式会社ＴＴＫ、株式会社ソルコム、四国通建株式会社、西武建設株式会社並びに国際航業株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び執行役員（社外取締役及び非業務執行の取締役を除きます。以下、併せて「当社グループの役員」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社及び当社グループに対する役務提供の対価として当社グループの役員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2．処分の目的及び理由

当社は、2016年６月28日開催の定時株主総会及び2022年６月14日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入しております。（本制度の概要につきましては、2022年６月14日開催の第12回定時

株主総会招集ご通知第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」をご参照下さい。）

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、及び本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社グループの役員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年３月末日で終了した事業年度から2028年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度分）であり、2026年９月30日現在の発行済株式総数91,325,329株に対し0.11%（2026年９月30日現在の総議決権個数872,292個に対する割合0.12%（いずれも小数点第３位を四捨五入））となりますところ、2022年６月14日開催の第12回定時株主総会招集ご通知第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日　2026年11月24日
追加信託金額　172,206,000円（注）
取得する株式の種類　当社普通株式
取得株式数　102,000株
株式の取得日　2026年11月24日
株式取得方法　当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（172,206,000円）及び信託財産に属する金銭（138,486,000円）の総額（310,692,000円）を原資として当社株式の追加取得を行います。

3．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,046円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

（ご参考）本制度の一部改定について

当社は、当社グループの役員の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的とし、本制度を導入しております。

2022年６月14日開催の第12回定時株主総会招集ご通知第10号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」においてお知らせして以降、一部の事項について、当社グループの取締役会等決議により、以下のとおり変更しております。

（１） 対象会社の変更

（変更前）当社及び株式会社ＴＴＫ、株式会社ソルコム、四国通建株式会社、株式会社ミライト・ワン・システムズ、西武建設株式会社

（変更後）当社及び株式会社ＴＴＫ、株式会社ソルコム、四国通建株式会社、西武建設株式会社、国際航業株式会社

（２）対象期間ごとに本信託に拠出する金額の上限

（変更前）734.9 百万円（内、当社取締役分 150 百万円）

（変更後）668.9 百万円（内、当社取締役分 150 百万円）

（３） １事業年度あたりの付与ポイント数の上限

（変更前）229,000 ポイント （内、当社取締役分 33,000 ポイント）

（変更後）240,000 ポイント （内、当社取締役分 33,000 ポイント）

なお、（２）（３）について当社の取締役分につきましては変更ございません。

以 上